

一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会 共済規程

(趣旨)

第1条 この規程は、PTA・青少年教育団体共済法に基づき、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会（以下「本会」という。）の行う共済事業について、必要な事項として事業方法書及び共済約款を定めるものとする。

【事業方法書】

(共済事業を行う区域)

第2条 共済事業を行う区域は、岐阜県内とする。

(共済加入者及び被共済者)

第3条 共済加入者は、岐阜県内の高等学校又は特別支援学校に在籍し、かつ独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）に加入している幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の保護者、又は生徒等の成人に達する前に保護者であった者でこの法人の趣旨に賛同し、加入申込をした者とする。ただし、生徒等が成人に達している場合は、当該生徒等とすることができます。

2 被共済者は、共済加入者の子女である生徒等とする。

(共済契約者の範囲及び共済金受取人)

第4条 共済契約者は、岐阜県内の高等学校・特別支援学校の単位PTA会長及び校長とする。

2 共済金の受取人は、PTA・青少年教育団体共済法第2条及び同施行規則第1条に規定する被共済者である生徒等の保護者とする。ただし、被共済者が成人に達している場合は、当該被共済者、当該被共済者の成人に達する前に保護者であった者、又は被共済者の相続人とする。

(共済事業の種類及び範囲)

第5条 共済事業の種類は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「スポーツ振興センター法施行令」という。）の規定による災害共済給付の対象となる学校管理下の災害に係る被共済者の傷病共済金、障がい共済金、死亡共済金及び義歎共済金、並びに被共済者が死亡した場合に給付する香料とする。

2 災害の範囲は、スポーツ振興センター法施行令の規定による学校管理下の災害の範囲とする。ただし、被共済者が死亡した場合に給付する香料は、この限りではない。

(共済期間)

第6条 共済期間は、原則として、4月1日より当該年度末までの一年とする。

2 期間途中で加入した者は、加入日（共済掛金振込日）の翌日から当該年度末までとする。

3 期間途中で退会した者は、退学等を許可された日までとする。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第7条 本会は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定により本会が委託する業務は、以下のものとする。

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- (2) 共済掛金の收受
- (3) 共済掛金領収書の発行及び交付
- (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査
- (5) その他共済契約に関する業務

3 本会が必要と認めるときは、前項第1号から第5号に掲げた権限に制限を加えることができる。

(共済契約の締結)

第8条 共済契約を締結しようとする生徒の在籍する学校の単位PTA会長及び校長は、毎事業年度開始前に、共済契約申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、本会に申し込むものとする。本会は、当該申込書を確認の上、引受けを決定する。

(共済契約の手続き及び共済掛金の收受)

第9条 共済契約締結の手続きは、共済加入者が、共済加入申込書（第2号様式）に記名押印し、共済掛金を添え、共済契約者に加入を申し込むものとする。なお、加入申込書（第2号様式）は共済契約者が保管する。

2 每事業年度開始後、共済契約者は、被共済者を学校内で取りまとめ、各年度5月20日までに本会に加入者報告書（第3号様式）と加入者名簿を提出し、6月20日までに本会の指定金融機関に共済掛金を振り込むものとする。

3 前二項に定める手続きがなされたときは、これに対して共済証書を交付する。

(共済証書の記載事項等)

第10条 共済証書には、次の事項を記載する。

- (1) 本会の名称
- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 契約締結日
- (8) 共済証書作成日

2 前項の共済証書には、本会の代表者が記名押印する。

(被共済者の中途加入又は在籍校の異動)

第11条 第9条第2項に定める共済掛金の振込後に、被共済者の異動があるときは次のとおりとす

る。

(1) 共済契約者が被共済者を追加するときは、中途加入報告書（第4号様式）を本会に提出するとともに、共済掛金を振り込むものとする。

(2) 被共済者が転入したときは、在籍校異動報告書（第5号様式）を本会に提出するものとする。

(共済契約申込書の記載事項等)

第12条 共済契約申込書には、次の事項を記載する。

(1) 申込者の住所、学校名、PTA会長名、校長名

(2) 本会の名称

(3) 加入者の見込数及び收受する共済掛金の見込額

(4) 申込書の作成日

2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が記名押印する。

(共済掛金)

第13条 共済掛金は、算出方法書の規定により、別表3のとおりとする。

2 期間途中で退会した者への共済掛金の返金については、次のとおりとする。

(1) 期間途中9月30日にまでに退会し、10月10日までに共済掛金返金請求書の提出があったとき、共済掛金（純）の半額（以下「返金請求額」という。）を返金する。

(2) 期間途中10月1日以降に退会した者への返金はしない。

3 共済掛金は、期間途中において、既に本会に加入済みの生徒等が県内で転編入した場合は、改めての共済掛金の納入は不要とする。

(共済契約者及び被共済者名簿)

第14条 本会は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び加入者の氏名等を記載した加入者名簿を備え付けるものとする。

(準備金等の積立)

第15条 本会は、共済金の補填に備えるため、法令及び定款第6条第1項にしたがい、準備金等を積立てるものとする。

【共済約款】

(共済金等の給付額)

第16条 共済金等給付額はスポーツ振興センターが災害共済給付を行った場合に限り、次のとおりとする。ただし、香料はこの限りでない。

(1) 傷病共済金

同一疾病にかかるスポーツ振興センターの定める給付基準による給付金支払額の算定基礎となる給付金請求額（以下「振興センター給付金請求額」という。）から食事療養費を除く額（以下「医療費の総額」という。）が7万5千円以上の場合のみ給付することとし、本会の給付額は

医療費の総額の 8 %とする。ただし、同一月における医療費の総額が 60 万円を超える場合は、60 万円に 8 %を乗じた額とする。給付額は小数点以下四捨五入とする。

(2) 障がい共済金

スポーツ振興センターの定める障がいの等級ごとに別表 1 に定める額とする。ただし、通学時、通学に準ずる場合は 2 分の 1 とする。

(3) 死亡共済金

スポーツ振興センター法施行令第 16 条の定めにより、別表 2 に定める額とする。

(4) 義歯共済金

同一疾患にかかる歯科の補綴又は欠損で、自費診療費が 5 万円以上 10 万円未満のときは 3 万円、自費診療費が 10 万円以上のときは 6 万円とする。

(5) 香料

法人会計より 6 万円を給付する。

(大規模災害の給付)

第 17 条 特別な災害により、当該年度の事業経費から給付が困難なときは、評議員会に諮って別途決定する。

(共済金等の給付期間)

第 18 条 共済金等の給付期間は、スポーツ振興センター法施行令の給付期間に準じて給付するものとする。

(給付の請求及び手続き)

第 19 条 第 16 条に規定する共済金の請求は、その種類により、以下のとおり必要な書類を添付して、学校を経由し本会に請求するものとする。

(1) 傷病共済金

傷病共済金請求書（第 6 号様式）に必要事項を記入し、スポーツ振興センターから学校に送られてきた『児童生徒別給付一覧』、『災害報告書』（継続の場合も含む）の写しを添付の上、本会に請求する。

(2) 障がい共済金

障がい共済金請求書（第 7 号様式）に必要事項を記入し、スポーツ振興センターから学校に送られてきた『障害見舞金支払通知書』、『災害報告書』、『障害報告書』の写しを添付の上、本会に請求する。給付金額は別表 1 に定める。

(3) 死亡共済金

死亡共済金請求書（第 8 号様式）に必要事項を記入し、スポーツ振興センターから学校に送られてきた『死亡見舞金支払通知書』、『災害報告書』の写しを添付の上、本会に請求する。給付金額は別表 2 に定める。

(4) 義歯共済金

義歯共済金請求書（第 9 号様式）に必要事項を記入し、スポーツ振興センターから学校に送られてきた『児童生徒別給付一覧』、『災害報告書』、『自費診療の記載のある領収書』の写しを添付の上、本会に請求する。

(5) 香料

香料請求書（第 10 号様式）に必要事項を記入し、医師による『死亡診断書』の写しを添付の上、本会に請求する。

(共済金等の支払)

第 20 条 本会が、共済金等の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であるときは、この規程にしたがい給付額を決定するものとする。

- 2 前項の規定により、給付額を決定したときは、共済契約者に給付金支払通知書（第 11 号様式）で通知し、共済契約者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 正当なる請求書を受理した後 60 日以内に、共済金受取人に給付するものとする。
- 4 前項の規定により給付された後であっても、スポーツ振興センターから既給付金の返還指示があつた事案の場合には、共済金等の返還を請求することとする。

(共済金等の請求期間)

第 21 条 スポーツ振興センターから給付されることが決定した日から 3 年間とする。ただし、香料については、災害の発生した日から 3 年間とする。3 年間の内に請求がなければその権利は消滅する。

附 則

- 1 この規程は、岐阜県教育委員会の共済事業の認可を受けた後、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 6 月 26 日改正
- 3 平成 27 年 6 月 25 日改正
- 4 平成 28 年 4 月 1 日改正
- 5 平成 29 年 4 月 1 日改正
- 6 平成 30 年 4 月 1 日改正
- 7 令和 4 年 8 月 4 日改正

別表1

障がい共済金

区分	スポーツ振興センター (H31.4.1以降)	岐阜県高等学校安全振興会	区分	スポーツ振興センター (H31.4.1以降)	岐阜県高等学校安全振興会
第1級	千円 40,000	千円 11,450	第8級	千円 7,400	千円 2,100
第2級	36,000	10,200	第9級	5,900	1,650
第3級	31,400	8,900	第10級	4,300	1,200
第4級	21,800	6,200	第11級	3,100	900
第5級	18,200	5,200	第12級	2,250	630
第6級	15,100	4,300	第13級	1,500	425
第7級	12,700	3,600	第14級	880	245

別表2

死亡共済金

区分	スポーツ振興センター (H31.4.1以降)	岐阜県高等学校安全振興会
学校管理下	30,000千円	8,500千円
通学時及び 突然死	15,000千円	4,250千円

別表3

掛金額（生徒一人あたり年額 単位：円）

年度初めから加入

校種	課程	掛金額	掛金の内訳		
			共済掛金(純)	共済掛金(付加)	その他の会費
高等学校	全日制	720	354	197	169
	定通制	390	192	106	92
特別支援学校	全日制	720	354	197	169

年度途中（10月1日以降）加入

校種	課程	掛金額	掛金の内訳		
			共済掛金(純)	共済掛金(付加)	その他の会費
高等學校	全日制	543	177	197	169
	定通制	294	96	106	92
特別支援学校	全日制	543	177	197	169